

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

今月の視点

ゼロゼロ融資の債務負担軽減
コロナ借換保証制度ゼロゼロ融資の返済が2023年から本格化

新型コロナウイルス感染症の拡大で売上が減った企業を支援するための融資で、実質無利子・無担保で融資が受けられたことから「ゼロゼロ融資」と呼ばれた支援策は2022年9月に終了しています。

ゼロゼロ融資を受けた場合の据置期間は5年以内ですが、3年前後で設定した中小企業が多いようで、2023年夏ごろから返済が本格化すると見られています。

しかしながら現況を鑑みると、コロナの影響の長期化だけでなく、原材料費高騰での物価高など、多くの中小企業が厳しい状況にある中、積みあがった債務の返済負担は重くのしかかっています。

国は一定の要件を満たした中小企業者が金融機関との対話を通じた「経営行動計画書」を作成した上で、金融機関の伴走支援を受けることを条件にした、借入時の信用保証料を大幅に引き下げる「コロナ借換保証制度」を2023年1月10日より開始しています。この制度は2021年4月1日より開始された「伴走支援型特別保証制度」の適

用要件を緩和したものとなっています。概要や要件を確認してみましょう。

コロナ借換保証制度の概要

保証限度額：1億円（民間金融機関のゼロゼロ融資上限額である6,000万円を上回る額）

保証期間：10年以内

据置期間：5年以内

金利：金融機関所定

保証料（事業者負担）：0.2%等（補助前は0.85%等）

その他：100%保証の融資は100%保証での借換えが可能

金融機関の協力が必要です

コロナ借換保証の適用要件は、

- ① セーフティネット4号か5号の認定
- ② 売上高が5%以上減少
- ③ 売上高総利益率／営業利益率が5%以上減少のいずれかです。

また、上記適用要件に加えて、金融機関による継続的な伴走支援と経営行動計画書の作成が要件となっています。



「年収の壁」対策 年金と税制

首相の発言

先日、岸田首相が「年収の壁」への対応策を検討すると表明しました。所得が一定水準を超えると扶養対象外となり税や社会保険料の負担が生じる「年収の壁」ですが、働き手不足が続く中、就労抑制の一因として見直し対応策を検討するとしています。

壁の1つは社会保険制度です。現在の制度では①従業員が101人以上、②週の労働時間20時間以上、③月収8.8万円以上(年収106万円)といった条件を満たす場合に社会保険に加入します。101人以上(24年10月から51人以上)の会社のパートは106万円、それより規模の小さい企業では年収130万円が壁となっています。

年金の構造

公的年金の構造は2階建てであり、1階は20歳以上の全員が基礎年金(国民年金)に加入します。2階部分がサラリーマン等の厚生年金等加入者です(第2号被保険者)。

サラリーマンの保険料は給与天引きで、その人に扶養されている専業主婦(夫)は保険料の支払いなしで国民年金を支払っていることとなります(第3号被保険者)。

また、それ以外の自営業者、非正規雇用者、学生、失業者、自営業者の配偶者等は自分で国民年金保険料を支払う第1号被保険者になります。

サラリーマンに扶養されている配偶者は年130万を超えると扶養に入れないので、対策としての選択肢は3つです。

①年収を130万未満にする、②週30時間以上働き厚生年金に加入する、③101人以上事業所で厚生年金加入条件であれば加入する。パート勤めで年収130万円以上の方は、将来無年金にならないよう国民年金か厚生年金に加入しましょう。

税制では別の壁が

税制度の扶養の壁は103万円と150万円があります。所得が一定以下の配偶者を持つ人の配偶者控除は配偶者の給与収入が年103万円以下である場合に最高38万円の控除があります。配偶者の収入が103万円から201万円の場合に控除が受けられますが、150万円を超えると控除額が段階的に減る仕組みとなっています。

年金と税制両制度を修正するには年金改革と所得税法の修正と調整が必要となります。今後どのようにして壁を克服していくのでしょうか。



短期的には保険料負担が生じますが将来の年金が上乘せされる等の補償があります



中小零細企業が大企業と連携する場合の注意点（法的視点から）⑤

【質問】

ものづくり展示会にて当社の技術を披露しアピールを行ったところ、上場企業より業務提携ができないかという提案を受けました。

非常にありがたい話であり、是非前向きに進めていきたいと考えているのですが、一方で当社はこれまで上場企業と取引を行ったことが無く、何をどのように交渉し進めていけばよいのか勝手がわかりません。

今後の業務提携交渉に向けて、どのような点に注意すればよいのか法務視点で教えてください。

【回答】

前回と前々回とで、「技術検証」(POC)を行う場面での注意点を解説しました。今回からは、共同研究開発を行う場面での注意点につき解説を行います。

【解説】

中小零細企業が保有する技術・ノウハウ・情報等が有用であり、商業的価値も期待できるという場合、量産化のための製品開発を共同で実施することになります。

ここまでくると中小零細企業にとっても、新たな取引先確保と利益獲得まであと一步のところまで迫っていると言えるのですが、ここで気を抜いてしまうと、大企業の巧みな戦術(?)により梯子を外されてしまい、今までの努力が水の泡となって泣きを見る中小零細企業も存在したりします。

今月は深刻なトラブルとなりやすい3事例の内、紙幅の都合上1事例を取り上げます(残り2つは次号でご紹介します)。

◆知的財産権の帰属

製品量産化のための研究開発業務を専ら中小零細企業が担当し、その創意工夫を行う中で特許になりそうな発明等が出てきた場合、中小零細企業としては自らを発明者として出願等を行いたくなるのですが、大手企業より待ったをかけられることが通常です。

そして、よくよく確認すると、締結済みの共同研究開発契約書において、特許等の知的財産権については持分均等の共有とする、あるいは大企業に全部帰属するということが定められていたりします。

契約書の規定については事前に契約書の内容をチェックしてください！と言うほかないのですが、契約書の内容を読んでも理解ができないというのであれば、是非弁護士に相談し、どのようなリスクがあるのか、そのリスクを転嫁する手段はないか等の検討を行ってほしいところです。

一方、知的財産権の帰属について特段の取り決めがない場合、当該発明への貢献度を考慮し権利帰属を決めることが理想なのですが、中小零細企業の場合、大手企業との交渉力格差等もあるため、なかなか思うように協議を進めることができないのが実情です。ただ、大手企業も量産化に向けた共同研究開発段階にまで至っている場合、中小零細企業との連携を簡単に打ち切るわけにはいきませんし、どちらかという後には引けない状況になっていることが通常です。すなわち、中小零細企業が思っているほど、連携打ち切りの危険性が高いわけではありません。

そこで、やや強気の交渉方針として、「貢献度に応じた帰属交渉が認められないのであれば、独占禁止法違反(優越的地位の濫用)として中小企業庁に相談させてもらう」といった行政の介入があり得ること指摘し、大企業からの譲歩を狙うといったことも考えても良いかもしれません。

ただし、権利帰属については譲歩してもらっても、次にライセンスの範囲でシビアな交渉になると予想されます(例えば、事実上大手企業に対する独占的使用許諾権を付与するよう迫られる等)。中小零細企業にとっては、せっかく取得した知的財産権を活用して、取引先の拡大を図りたいところですので、独占的ライセンスを付与することについては強く抵抗したいところです。この場合、落としどころとして、事業ドメインを限定した独占的ライセンスの付与に留めることができないか、期間を定めた独占的ライセンス付与に留めることができないか、一定の事由が生じた場合に独占的ライセンスが消滅することを定めることができないかといった観点から、合意を探ることが考えられます。



相続税還付事例 ～路線価の判定で土地の評価額がガラリと変わる！？～

相続税評価上、宅地の価額は路線（道路）ごとに設定された「路線価」をもとに求めます。宅地によっては2つ以上の路線に接していたり、1つの路線に2つの路線価が設定されていたりすることがあり、これらの場合は路線価を正しく判定することが重要となります。今回は判定を誤りやすい例を3つ紹介します。

①角地の正面路線の判定…その1

右図の正面路線はAとBのどちらでしょうか。「路線価の高い方」を正面路線としてしまいそうですが、正しくは「**路線価に奥行価格補正率を乗じて計算した金額の高い方**」です。その際、この例のように各路線の地区区分が異なる場合は、それぞれの地区に応じた奥行価格補正率を用いることにも注意しなければなりません。

これに従って計算すると、正面路線はB路線になります。誤ってA路線を正面路線とした場合に比べ、約459万円もの減額になります。



	奥行価格補正率	路線価×奥行価格補正率	評価額
A路線	0.93	186,000円/㎡	160,960,000円
B路線	1.00	190,000円/㎡	156,368,000円

459万円の減額!

②角地の正面路線の判定…その2

次に、「路線価に奥行価格補正率を乗じて計算した金額」が同額だった場合はどうでしょうか。この場合は「**路線に接する距離の長い方**」を正面路線とするのが正しい判定です。

右の例ではD路線が正面路線です。評価額は、誤ってC路線を正面路線とした場合に比べ、約565万円もの減額になります。



	奥行価格補正率	路線価×奥行価格補正率	評価額
C路線	0.93	186,000円/㎡	120,528,000円
D路線	1.00	186,000円/㎡	114,876,000円

565万円の減額!

③1つの路線に2つの路線価

最後に、1つの路線に2つの路線価が設定されている場合です。これも路線価の高い方を採用して計算しているのをよく見ますが、原則的には「**路線に接する距離により加重平均した価額に奥行価格補正率を乗じて計算した金額**」を路線価とします。

右図では、誤って高い方の路線価で計算した場合は80,500,000円ですので、約172万円の減額となります。



加重平均した路線価	奥行価格補正率
$(17.5万円/㎡ \times 5m + 17万円/㎡ \times 15m) \div 20m \times 1.00 = 171,250円/㎡$	1.00
評価額: $171,250円/㎡ \times 460㎡ = 78,775,000円$	

路線価評価は、納税者が時価に近い評価額を算出できるよう定められた簡便な土地評価方法です。とはいえ、正面路線ひとつとっても複雑な判断を必要とし、実際のところ簡単ではありません。多くの方がミスに気づかないまま相続税を納めすぎているのは非常にもったいないことです。相続発生後5年10か月以内であれば、過大な評価を改めて還付の請求をすることができますので、心当たりがあればご一報ください。